

外国送金取引受付時における依頼事項について（2）

平素は、当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

近年、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策」の重要性が高まっており、2018年2月には金融庁より「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」が公表され、外国送金についても金融機関への厳格な対応が求められております。

当金庫におきましても、その趣旨を踏まえ、仕向送金取引受付時における「受取人住所」の記入について、下記の通りご依頼いたします。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施日

2019年12月23日（月）

2. 対象取引

仕向送金

3. 依頼事項

受取人住所の記入について、以下の3点にご留意ください。

（1）国名・都市名を含め番地、部屋番号まで記入願います。

（2）中国向け送金については都市名に加え、省名も記入願います。

（省に属さない一部の直轄市や自治区は除きます。）

（3）私書箱（P.O. BOX）宛の送金は受付できません。実際の住所を記入願います。

※ 正確な住所が確認できない場合は、受付をお断りする場合がございます。

4. その他

（1）2019年4月より送金目的は「日本語」と「英文」の併記をお願いしております。

上記依頼事項とあわせてご協力をお願い申し上げます。

（2）「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」以外にも米国OFAC規制をはじめとした各国当局の各種経済制裁措置への対応として、受付をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

以上